

悪質訪問販売に 気をつけよう



悪質訪問販売とは、各家にセールスマン等が訪れ、高額な布団や浄水器、健康食品などを言葉たくみに売りつけることです。中には屋根瓦の修理、床下の除湿など大きな仕事を伴うものもあります。

事例

相談者は一人暮らし女性(70歳代)

ある日の昼、2人連れの男性が突然、家に来て「今無料で布団の点検にまわっている」「今使っている布団を見せて欲しい」と言われた。優しいような人だったし、無料と言われたので「見せるだけなら」と思って部屋へ布団を取りにいらしている間に、2人の男は上にあがっていた。

布団を見せると、「なかなか良い布団やなあ」と言いながら布団を触ったりしていたが、もう1人の男性が、「これ問題になった会社の布団や」と言った。そしてこの布団を使っていた人が何人も病気になると言われ、不安になってきた。

そして、「ちょっと今、健康に良い布団を持っていますので交換してあげよう」と言いつつ、もう1人の男性が私の布団を持っていき、車から違う布団を持ってきた。

「交換」と言われたので無料と思っていたが、商品の説明とともに値段の話になった。

「この布団は最新のもので60万円ほどですが、今日は特別なので40万円だ」と言われた。「一度に払わなくてもよい。月々、9千円くらいでよい」と言われ、月1万円以内ならと契約書にサインと印鑑を押した。

2人の男性が帰ったあと契約書をよく見ると、月々の支払いは9千円となっているが、60か月(5年)も払い続け、商品代は42万円で手数料が12万円もかかる。

このような相談がたびたびあります。おかしいと思ったら、早めに相談してください。

消費者講座

消費者として困らないため、
知っておきたいこと

消費者問題について考える「消費者講座」を開催します。

●日時 10月20日(水) 14時～

講師／市消費生活相談員

10月28日(水)

①10時～ ②13時30分～

講師／馬殿司法書士

11月11日(水) 14時～

講師／黒田弁護士

●場所 水口社会福祉センター福祉ホール

※定員各50名、事前に申し込みをお願いします。

～(締切10月15日(木))～

問い合わせ・申し込み

消費生活相談窓口(生活環境課)

月曜日～金曜日 10時30分～17時

☎ 65-0688 ☎ 63-4618



生活習慣病の早期発見、予防のために ～人間ドック検診費助成事業～

市では国民健康保険被保険者の方を対象に、生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健診の実施や人間ドックの検診費助成を行っています。

特定健診を受けられない方は、ぜひ人間ドックを受け、健康の増進・保持にお役立てください。

助成の条件

●対象者(次のすべての条件に該当する方)

- ①甲賀市国民健康保険の被保険者
- ②国民健康保険税の滞納が無い世帯の方
- ③受診した年度の3月末日現在において40歳以上の方

●対象検診 特定健診の健診項目を含んだもので、申請日と同じ年度中に受診したものであること。(平成21年度に限り、前年度に受診した分も申請可)

助成の金額

検診費用の1/2(上限2万円)
※助成は1年度に1回限りです。

申請の方法

- 受診した年度の3月末日までに、保険年金課または各支所で申請の手続きをしてください。
- 申請時には、国民健康保険被保険者証・印鑑・振込先通帳をご持参ください。また、申請の添付書類として、国民健康保険の納税証明書・検診費の領収書・検診結果をご提出ください。(特定健診の受診券が届いている方は、券の返却をお願いします。)

問い合わせ 保険年金課 国保年金係
☎ 65-0688 ☎ 63-4618